

第54回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第6日)

平成25年3月25日(月曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 13 号 佐用町まちづくり基本条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 19 号 佐用町水防に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 14 号 佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 22 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 23 号 佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 7 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 8 号 町道路線の廃止について（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 9 号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 10 号 区域外道路の変更の承諾について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 17 号 佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 38 号 平成 25 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 39 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 40 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 41 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 42 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 43 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 44 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 45 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 46 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 47 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 48 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 49 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 50 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 51 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 25. 議案第 52 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）

- 日程第 26. 議案第 53 号 町有財産の無償譲渡について
日程第 27. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 28. 選挙第 1 号 西はりま消防組合議会議員の選挙について
日程第 29. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

本、54 回定例会におきましては、3 月 4 日開会され 22 日間、本日まで 22 日間をもって、本日、終了とするわけでありましてけれども、18 日の中日におきましては、一般会計含む 24 年度の補正予算、審議をしていただきました。

今日は、本委員会に付託をされました案件のみということになるのではないかと思いますけれども、十分、ご審議を賜りますようお願いをし、適切妥当な答えが出ますよう、心よりお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 13 号 佐用町まちづくり基本条例の制定について（委員長報告）

日程第 2. 議案第 19 号 佐用町水防に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） まず、日程第 1 及び日程第 2 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、佐用町まちづくり基本条例の制定について、及び議案第 19 号、佐用町水防に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第 13 号及び第 19 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。

ただ今、議長より指示されました、第 54 回定例会において、総務常任委員会に付託された議案 2 件の審査報告をいたします。

会議は、平成 25 年 3 月 7 日、木曜日、午前 9 時 25 分から午前 9 時 52 分の閉会になっております。

場所は、委員会室兼議員控室でありました。

会議には、委員 5 名。当局より、町長、副町長、総務課長、企画防災課長、まちづくり企画室長、防災対策室長、まちづくり企画室長補佐の出席を求めました。事務局は、局長、局長補佐であります。

それでは、議案第 13 号、佐用町まちづくり基本条例の制定についてよりご報告いたします。

まちづくり基本条例は、佐用町におけるまちづくりの基本的な事項を定め、まちづくりの主体である、町民、議会、行政の役割など、それぞれの責務を明確にし、参画と協働の仕組み、コミュニティの役割、情報の共有など地域運営のルールや手続きを定めていると。地域のもつ課題解決のため地域づくり協議会を活動組織として、条例に明確に位置づける。このことにより、町民主体のまちづくりを更に推進する一方、役場の業務を分かりやすく、身近なものとし、町民の視点に立った町政運営のルール、手続きを定めようとするものであります。

なお、本基本条例の上程までの経過は、まちづくり推進会議に、まちづくり基本条例の分科会、岸井分科会長以下、委員 16 名、帝塚山中川教授の指導、助言の下、平成 23 年 9 月から 24 年 9 月の約 1 カ年にわたり 13 回の協議を重ね、まとめられものを、昨年 12 月、まちづくり推進会議より、佐用町まちづくりに関する基本条例案として、提言を受けたと。

住民意見の募集として、平成 24 年 12 月 6 日より 12 月 17 日パブリックコメント。更に、2 月 5 日、文化情報センターにおいて、町民 120 名参加による、町民シンポジウム。議会には、2 回にわたる説明をもって、54 回定例会に議案第 13 号として上程するものであるとの提案説明がありました。

質疑といたしまして、13 回の協議において、条例制定に向け特徴的な意見はなかったか。答弁になります。当初、最高規範として考えていたが、協議意見として基本的な規範とすべきでないか。パブリックコメントにおいては 2 名の参加者から意見があった。条例自体の目的が分かりづらい、表現が難しいとの意見があり、できうる限り分かりやすい表現とした。条例の中においても若干、表現を変えた。また、自治会の位置づけを明確にし、地域づくり協議会との関係を明示すべきである。自治消防団と町消防署の役割、指示命令といったことを明示すべきだとの意見があった。情報の共有、公開、情報提供については、この条例の制定によって推進されると。

また、次の質疑は、目的に沿うような実効性について。答弁として、条例を基本規範とし、町民、議会、職員が努めなければならない、努力目標ができるわけで条例制定となれば職員通達を行いたい。地域にあっては地域自治包括交付金等の創設により地域が責任をもって地域づくりができる形が生まれ、実効性は担保できると考えている。

更に、質疑として、条例第 4 条の 5 項について、不利益な取り扱いを受けないとあるが、条例として書くべきか、それとも規則、細則で挙げるべきではないか。答弁として、推進会議の委員が何度も条文を確認、点検をもって本文となっている。ご理解願いたい。

で、質疑を終了いたしまして、討論に入りました。討論はなく、採決に入ります。

採決の結果、全員賛成、議案第 13 号、佐用町まちづくり基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、審査事項、議案第 19 号佐用町水防に関する条例の制定についての審査の報告をいたします。

佐用町が兵庫県より水防管理団体に指定されたことに伴い、1. 水防計画、2. 水防協議会の設置、3. 水防訓練を行うなどの義務づけがされ、町として水防法に基づく水防体制を整える必要が生じた。水防協議会については、水防法第 33 条 2 号による水防協議会を設置せず災害対策基本法に規定する佐用町防災会議をもって水防協議会とし、水防計画の制定や変更などは、防災会議に諮れるように防災会議の一部を改正する。

更に、追加説明において、水防団を設置しないで消防団に、水防協議会を立ち上げないで佐用町防災会議で、その責務を果たしたい。

以上、提案説明を受け、審査に入りました。

質疑は、なぜ、兵庫県は、佐用町を水防管理団体に指定したのか。答弁として、平成 21 年台風 9 号災害を踏まえ、水防対策強化のため、佐用町より水防管理団体指定として、県に依頼を求め、この指定を受けた。

質疑として、この指定により、水防団を消防団が兼ねることになるが、消防団はどのように変わるのか。また、水防団としての役割、訓練が増えるのか。答弁として、現在、消防団は、継続的に年 1 回の水防訓練行っており、それが水防団としての役割となっている。特に増えることはない。

質疑、終了いたしました。

討論として、討論なし。

採決、採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第 19 号佐用町水防に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

以上であります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 13 号から順次、委員長報告に対する質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第 13 号について、委員長報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 13 号、佐用町まちづくり基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 19 号について、委員長報告に対する質疑をありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって議案第 19 号、佐用町水防に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 3. 議案第 14 号 佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 4. 議案第 22 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）

日程第 5. 議案第 23 号 佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 3 ないし日程第 5 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第 23 号、佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてまでを一括議題といたします。

議案第 14 号、22 号、及び 23 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山田弘治君。

[厚生常任委員長 山田弘治君 登壇]

厚生常任委員長（山田弘治君） それでは、第 54 回本会議開会日において、厚生常任委員会に付託をされました、議案第 14 号、22 号、23 号の審査経過並びに結果について、報告をいたします。

日時は、平成 25 年 3 月 8 日、午前 9 時 30 分開会、同 10 時 25 分閉会に閉会をいたしております。

出席者は、委員全員、議長。当局からは、町長、副町長、健康福祉課長、総務課長であります。

議長、町長のあいさつを受けた後、審査のための委員会を開会。

まず、議案第 14 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、当局から追加説明を受け、終了後、直ちに審査に入りました。

まず、委員から、附属機関設置条例は、12 月の第 53 回定例会で制定されてるが、今回、障害者虐待防止ネットワーク委員会が、4 月 1 日施行という形で設置されるが、時間的に、今日になった理由は、健康福祉課長、この法律は、23 年 6 月 24 日に公布をされている。公布されたら、どういう形の法律で運用するのか、施行していくか協議の中、実質施行は、

24年10月1日に、国のほうで施行をされている。条文の第4条に、責務という項目があり、施行後、速やかに、公共団体のほうで、ネットワーク会議等を含む、連携体制を努めなさいとの形で、県から下りてきていたが、内部の、選定、作業等を含め、12月議会には、間に合わない状況であった。今回、4月1日施行にいけるように提案をさせていただいているということであります。

続いて、委員から、運営委員会の委員は9人、任期2年、月額5,400円が追加になっているが、9人の構成メンバーについて、具体的に説明をしていただきたい。健康福祉課長、委員会のメンバーですが、龍野健康福祉事務所、兵庫県佐用警察署、佐用郡医師会、佐用町民生委員児童委員協議会、佐用町社会福祉協議会、佐用町人権擁護委員会、佐用町自治会連合会、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、それから健康福祉課の担当者、それに、町長が認める場合については、各機関代表者を、その中に入れてもらい、運用をしていく内容で定義をしている。

委員、今、お聞きした公的役職ですが、特定の方が、任期2年務められるのか、そのへん、どう理解したらいいのか。健康福祉課長、今回の条例等が通れば、各種団体と調整をしまして、龍野健康福祉事務所であれば、所長になるのか。所長兼、大橋さんになるのか、課長に出してもらうのか。佐用署であれば、署長にいただくのか、課長にいただくのか、そのへんは、今後、各種団体と調整をしながら、開会までに検討をしたい。

更に委員から、相談支援事業者は、現在、1箇所と思うが、新予算では、事業者が増えるような予算が計上されているように思うが、どうか。健康福祉課長、相談支援事業所につきましては、1事業所をお願いしている。新年度予算では、24年後半から、非常に相談者が増え、しかも相談内容は、長期的にかかる相談内容が増えてきて、兼務ではできない状態になり、専任、専属で、町内の障害者、または、家族の方の実態に添えるようにしているということで、今回、25年度については、専任で置くように、委託料の改正をし、当初予算に挙げさせてもらっている。

ほかに質疑がなく、討論もなく、討論を終結し、議案第14号を採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第22号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について審査に入りました。

まず、当局から追加説明を受けた後、終了後、直ちに審査に入りました。

まず、委員からは、条例ですから議会の議決が必要ですが、自立支援法施行規則の8255ページから8465ページにわたり同じようにあるが、これの改正に伴い改正するのか確認したい。健康福祉課長、当法律に基づき、条例と規則と、自立支援法ができた時に、作っている。今回の条例の改正に伴い、この25年4月1日施行と、26年4月1日施行と2段階構えになっており、それぞれ規則等も改正を予定している。

委員、定員5人の委員さんが誰なのか、確認したい。健康福祉課長、1名は内科医。それから、町職員以外の保健師1名。それから、知的障害施設代表者が1名。身体障害者の施設の代表の方が1名。最後は、社会福祉協議会。以上5名で運営しております。

続いて、委員から、2条と6条の関係で、提案説明では、災害補償関係の条文が、1項繰り上がっていたが、繰り上がり理由は。健康福祉課長、法律の5条では、12、11と書いてあるが、10項がありますが、この5条の10項が、サービスメニューの中のグループホームとケアホームという項目があります。今回、その内のケアホームが、今回の支援法の改正で、全部、統一化されましたので、10項目がなくなり、その関係で、11が10に、12が11という形で、繰り上げになっています。その関係で、2条と5条ですか、繰り上げの改正をお願いしている。

ほかに質疑はなく、討論もなく、討論を終結し、議案第 22 号を採決の結果、挙手、全員で原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、当局の追加説明を受けた後、直ちに審査に入りました。

まず、委員から、新しく法律ができることによって、懸念される問題点として、措置法が発令されると、自由に公的施設を使うことができなくなることが明記されているが、国から、どういう形で情報が下りてきているのか、明らかにしていただきたい。健康福祉課長、この法律につきましては、国のほうも、法律の公布のみで、施行のほうはされておりません。国のほうでは、行動計画の策定、ガイドラインの策定が行われています。そのあと、地方公共機関が指定されることになり、都道府県で行動計画が策定され、その後、市町村の行動計画という流れになります。

続いて、委員が、今の説明では、町民の人に周知するとしても、どんな形で、条例の運用をされるのか。健康福祉課長、当然、条例というのは、行動計画等の流れができてこない、周知は、当然できないと思う。

委員、国では、行動計画そのものが、策定、明記されていないし、県のほうも、当然、連動できていない。時期尚早の中で、各自治体で、本部設置条例を上程する理由は何か。健康福祉課長、会議資料でも示されている内容であります。公布の日から起算して、1年を超えない範囲において政令で定める日まで、緊急事態発生の際の措置を取っておくように指導をされている。

委員、国でも、行動計画そのものが策定期間も明記されていないし、県も連動できていない。その中で、設置条例をあえて上程する理由は何か。健康福祉課長、ちょっと、待ってください。同じこと。健康福祉課長、公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令を定める日までに、緊急事態発生の際の措置を取っていくように指導されている。佐用町でも指導に伴い、今回、提案をさせていただいている。

ほかに、質疑、討論もなく、討論を終結。

議案第 23 号は、賛成、挙手全員で、原案のとおり可決をされました。

以上で、厚生常任委員会報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 14 号から順次、委員長報告に対する質疑、及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第 14 号について、委員長報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願ひます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 14 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 22 号について、委員長報告に対する質疑を行います、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 22 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 22 号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 23 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 23 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 23 号、佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 7 号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第 7. 議案第 8 号 町道路線の廃止について（委員長報告）

- 日程第 8. 議案第 9 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 10 号 区域外道路の変更の承諾について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 17 号 佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6 ないし日程第 10 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号、町道路線の認定について、から議案第 17 号、佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例についてまでを一括議題とします。

議案第 7 号、8 号、9 号、10 号、及び 17 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） 54 回の産建委員会に付託案件されました 5 件の議案につきまして、審査報告をさせていただきたいと思っております。

期日は、25 年 3 月 11 日、月曜日、午前 9 時 25 分より開会をさせていただきました。終了は、午後 2 時 58 分でございます。

場所は、3 階、委員会室控室でございます。

出席者は、委員全員 6 名。副議長、山本副議長。当局から、町長、副町長、総務課長、建設課長、商工観光課長でございます。

産建委員会に付託案件されたのは、現地視察をしてから、会議の審議をしようということで、視察に出る前に、横山商工観光課長より、皆さんに報告したいことがあるので、報告したいということで、最初に、報告をしていただきました。

まず 1 点は、佐用町桜まつり、4 月 7 日の笹ヶ丘公園でありますけれども、工事の関係、駐車場の件もありますので、工業団地とか久崎小学校に駐車をお願いしたいという話もありました。

それから、各種団体の祭りは、例年通り予定されております。

ひまわり祭りも 7 月 13 日から 7 月 28 日の 16 日間を予定しております。南光スポーツ公園周辺でございます。その時に、花火大会も予定しております。

例年行われております、宿場町平福まつりは、今年は中止ということになっております。

以上、報告受けまして、産建委員会は、直ぐ、現地にまいりました。

現地視察は、町道路線の認定、廃止、変更、11 路線を現地で説明を受け、その余分に小赤松線も現地視察と説明を受けました。

また、ひまわり館におきましては、休館でございましたので、帰ってから会議をするということで、現地で説明を受けて、帰りに、皆さんの付託案件の審議に入りました。

全ての路線、廃止、認定、変更については、意見も討論もなく、全て、全員賛成で可決をさせていただきました。本当に、ありがとうございました。

それから、ひまわり館につきましては、ひまわり館の基金の廃止だけではなく、運営について、経営についての話が出ましたけれども、30 分以上、そのことについて、話し合い

ましたけれども、今日は、基金条例の廃止ということで、後日、改めて、それに取り組むということで、基金条例の廃止に移りましたが、意見もなく、討論もなく可決しました。

11路線の変更、廃止を見て回りまして、本当にこう、関係、役場の職員には、大変迷惑かけましたけれども、議員の方も、しっかりと現地で説明を聞き、納得をしていただきましたことを感謝しております。

以上、報告終わります。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第7号から順次、委員長報告に対する質疑、及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくをお願いします。

まず、議案第7号について、委員長報告に対する質疑を行いますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第7号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第8号について、委員長報告に対する質疑を行いますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第8号、町道路線の廃止につい

ては、原案のとおり可決されました。

続いて議案第9号について、委員長の報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第9号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第10号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第10号、区域外道路の変更の承諾については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第17号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 17 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 17 号、佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 11. 議案第 38 号 平成 25 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 39 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 40 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 41 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 42 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 43 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 44 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 45 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 46 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 47 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 48 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 49 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 50 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 51 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 25. 議案第 52 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 11 ないし日程第 25 を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号、平成 25 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、議案第 52 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを一括議題といたします。

議案第 38 号ないし議案第 52 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

委員長、大下吉三郎君。

〔予算特別委員長 大下吉三郎君 登壇〕

予算特別委員長（大下吉三郎君） それでは、平成 25 年度予算特別委員会の報告をいたします。

平成 25 年 3 月 4 日提出案件の平成 25 年度予算は、全員で構成する予算特別委員会に付託され、平成 25 年 3 月 5 日、午前 9 時より予算特別委員会を開催いたしました。

5 日の出席者は、町長、副町長、教育長をはじめ各担当課長ですが、各審議項目においては、関係課の室長の出席を認めて回答を求めています。

また、高木照雄議員から病気の治療のため、また、新田俊一議員から葬儀のため、欠席届が提出されました。

関係質疑や予算書以外の質疑につきましては、極力避けていただきますようお願いいたしておりましたが、なかなか、守っていただけなかったことは、悔やまれます。

それでは、一般会計等につきまして、説明します。ちょっと、長くなるかも分かりませんが、よろしく願います。

議案第 38 号、平成 25 年度佐用町一般会計予算案についてを議題として、審査にあたっては、歳入歳出とも各款ごとに区別して進めてまいりました。

予算書、5 款、町税から質疑に入り、滞納繰越をはじめ、徴収率について質問がありました。また、固定資産税、法人税、所得割、年少扶養、特定扶養、たばこ税等質問がありました。順次、税務課長より説明を受けております。

10 款の地方譲与税から、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金について、各質問を求めました。

ラスパイレス指数による交付税の関係の説明など、質問がありました。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料について、保育料滞納、町営住宅滞納の件、さよさよサービスの社協への移行の場合の乗車券の販売箇所問題、犬の登録、狂犬病予防注射、学童保育の個人負担金、搬入ごみ手数料等の質問があり、了解のもと質疑を終結しております。

次、50 款、国庫支出金につきましては、障害者支援費負担金についてのサービスは、どのようにしているのか。子育て支援金、これらの算出根拠は、どのようにしているのか等については、昨年の実績を踏まえ計上していると、担当課長の説明がありました。

次、55 款、県支出金ですが、乳幼児医療費補助金の減額の件について、緊急雇用創出補助金事業の件、予定事業の金額を挙げています。

ファミリーサポート事業補助金等が増設と思うがどうか。との質問であるが、当初では、新設であるが、24 年度、既に補正で対応しておりますということであります。

また、総務費県補助金の中の地方バス等を公共交通維持確保対策補助金、前年度に比べて大きな減額になっているが、という質問に対し、地方バス維持の補助金のうち、山崎か

ら千種へ行く分と、千種の西河内へ行く分の2路線であるということ。

次に、66款から80款の町債についてであります。ひまわり館の運営基金繰入金、条例で基金の廃止をしたが、毎年取り崩して現在があるのではの意見に対し、町として、支援をしていく中で設備の更新、また、他の施設の増設等補助し、支援をしておるということであります。

また、智頭急行の配当金が昨年までであったが、その不配当になっているいきさつは。今も黒字であります。将来的に設備の更新をしなければならないということ。

また、太陽光発電の売電収入については、上月小学校の裏の分を挙げており、冬季のための約40パーで計算を計上しておると。

それぞれ、質疑がありましたが、いずれも大事な件であります。歳入について報告を終わります。

次に、歳出でございます。

5款、議会費は質疑なしでありました。

次、総務費10款、ソフトの使用料で、電算システムのリース料、回線使用料、機器の購入については、リース料として置いておるということであります。

また、庁舎整備の関係は、25年度の大きな事業の一つといわれているが、内容についてお願いしたい。用地についても、駐車場が狭いのと、庁舎の事務スペースも非常に狭いため、分散している事務所を一つにするためであるということでありました。

次、報償費の関係では、弁護士料が水害裁判が結審を迎えるということで組みましたが、通常の弁護士料、これは弁護士相談料、通常のを支払っておるということであります。

このほか、姫新線のトイレの洋式、カーナビ等の質問がありました。

続いて、15款、民生費であります。更生保護女性会の助成金をはじめ、郡遺族会助成金で支部の存続さえ難しい状況があるがどうかと。また、さよさよサービスの社協への移譲による予算、ひょうご多子世帯保育料軽減事業助成金、委託料の婚活、出会いサポート、ほっとちゃん運営費など質問が出ております。合併特例債は、新町のまちづくり計画に基づくものであれば受けつけられるということでありました。

なお、保育園費の保護者会、保育料、児童福祉費の扶助費、介護雇用プログラム事業委託、学童保育の送迎バス運行業務委託料などについての質問も出ております。

次に、20款の衛生費であります。不妊治療支援補助金、がん検診委託料は、特定健診に同時にやっていない検診等も含まれておりますと。

次に、25款の農林水産業費であります。新規就農総合支援事業費補助金が24年度より減額になっているが。年齢制限等があり、新規就農には結びつかない。

また、事業明細の分で、シカ捕獲専任班編成事業は、専門的に捕獲作業をしていただくものであります。

また、土づくりセンター指定管理、町単独間伐事業、自然観察村等の関連質問を含めて、午後5時4分に散会をいたしました。

これで、第1日目が終了いたします。

第2日目の議員出席のもと、3月6日、午前9時から午後4時8分まで特別委員会を審議しております。

商工費について、町商工会助成金については、運営費だけになっております。

また、利神城の石垣の整備委託料の内容説明をはじめ、後継者育成支援事業助成金、観光看板製作事業の委託料、桜まつり助成金、観光協会の補助、商工会の活性化、商業の活性化等、順次、質問が出されております。

次に、35款の土木費であります。

急傾斜地はどこかと。特老の裏、佐用中央病院裏、新町、西下野3、西下野1等の計7

箇所であると。

工事請負費で1億円、道路維持費、前年に比べ増額になっていると。要望に応え、できるところから要望に応じて予算化するということでもあります。

また、智頭線関連の事業費の委託料は、シルバーに石井、平福、久崎駅の清掃委託ということでもあります。

住宅費の委託料、新たに予算化されておりますが、既存の町営住宅の長寿命化を図るために計算しておるということでもあります。

次に、40款の消防費であります。光都分についての委託は、この西はりま消防組合内で、どういう方向に臨もうとしておられるのかと。この消防エリアをして、広域的な効率的な消防、救急防災対応にしていかなければならないと思っておるということでもあります。

次、45款の教育費等については、賃金について、学校教育指導主事2名と、昨年はなっていたが、この減額は、昨年度は適応教室4名分と指導主事2名分の賃金が入っていましたが、今回は、青少年育成センターに4名分を移行したため、減っておるということでもあります。

なお、指導主事の採用形態についての質問があり、規則、要綱等にそって、採用するのが筋ではの質問に対し、佐用町の非常勤職員の形態は任用しており、要綱については、教育委員会の規則で対応しておるということでもあります。

また、学校対策費の委託料、スクールバスの運転手は、業者の選定については、入札方式で行われているかと。ホープさん、大原観光さんと随契でやっておるということでもあります。

次、50款の災害復旧費については、異議なしの声があり、終了しております。

55款の公債費、ここについては、繰上償還額が、本年度、どのくらいあるのかとの問いに、4億6,000万をみておるということでもあります。

また、60款、諸支出金について、80款の予備費等についても質疑なしということで、以上の一般会計の歳入歳出予算についての質疑は、終結し、討論を行いました。

採決に移り、反対討論の方、金谷議員からあり、賛成討論はなく、可決されております。また、原案に反対の討論については、本会議で金谷議員が述べるということでもあります。

次に、特別会計予算案であります。国民健康保険特別会計についてであります。

議案第39号、平成25年度佐用町国民健康保険特別会計予算案についてを議題とし、歳入についての質疑を行いました。

滞納の最高額はいくらかと。滞納の累計総額は6億6,002万7,993円、一番多い方で283万9,000円、滞納金を含めての額でありますということでもあります。

国保税が、24年度の世帯平均はどうなっておられるのか。前年度と本年度の国保税の比較を見ますと、当初予算では、2,400万円からの減額であります。昨年の当初予算、国保税を引き上げてくるんだけど、お金が入らなかったという事実はあるかということでもあります。何が、その見込み違いになったのか。24年度の本算時点、調定総額3億9,500万円ぐらいになり、その時点での世帯数が2,809。それを割り戻すと1世帯当たり14万659円となります。

次に、歳出であります。歳出について、特定健診についての、平成20年度から24年度までの第1期分の特定健診が終わって、25年度から5年間の第2期分が始まりますが、この予算を見ますと、看護師の雇用賃金が、昨年度より高額になっております。反対に、特定健診委託料が増額となっておるが、看護師の雇上が下がっている割に、この審査委託料が上がっている理由は何かということ、実際、現在の保健師、在宅の看護師が、どれだけ必要かと精査させていただき、減額をしておりますということでもあります。

また、高齢に伴い病院へ行く人、多くなっているように思うが、町民の受診はどうなっ

ておるのかと。ここ、1、2年間は、医療費が上がっていたが、医療費が相当下がった形で予算を作っております。主な要因は、加入者数の減、これが大きな現象ではないかと思っております。

このほか、質疑がありましたが、省略して終結をしました。

次に、反対討論があり、原案に対し、反対討論が笹田議員から出ております。賛成討論はなく、議案第39号を採決し、賛成者、挙手多数でもって原案どおり可決されております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。議案第40号、平成25年度の佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出についてを議題とし、歳入より質疑を行っております。

保険料が、前年度と比較すると上がっています。その要因の説明は、兵庫県の広域連合、県全体で運営をしており、歳出の中で、30款で広域連合納付金のうち、負担金補助及び交付金で保険料等負担金、これが保険料に相当する額でありますということであります。

また、30款の後期高齢者医療制度特別対策補助金、対前年度では、初めてですが、どうい内容で補助金がつくのかということに対し、健康審査費補助金は、健診に係わる補助金で、特別対策補助金は、健康診査にかかわる事務費の補助金でありますということであります。

また、歳出についてであります。電算システム更新委託料ということで、どういうことで委託料か。平成20年度から後期高齢者医療保険というものが始まって、5年を経過しましたので、これにかかるシステムと、サーバー等の購入で、一体型のものでシステムの入替え相当分という形での理解をいただきたいということであります。

以上、質疑を終結して、討論に入りました。反対討論は、平岡議員のほうからあり、後期高齢者医療特別会計についての反対の立場で、詳細については、本会議ということになります。

議案第40号を原案のとおり可決することに賛成の挙手を求めた結果、賛成多数で可決されております。

次に、介護保険特別会計であります。議案第41号、平成25年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について議題として、事業勘定歳入の質疑に入りました。

第1号被保険者保険料、滞納繰越分普通徴収保険料289万8,000円、滞納分、最高額、件数についてであります。決算の時点で滞納金額が458万7,348円滞納で、一番多い人で42万3,500円、実人数40名ということあります。

次に、事業勘定の歳出について、24時間地域の巡回型サービスということについては、どうなのかということあります。24時間体制というのは、随分前から高齢者も含め、障害者の在宅関係の支援制度ということで、以前から論議されていた内容かと思えます。

次、サービス事業勘定歳入であります。質疑はなしで、サービス事業勘定について、歳出については、質疑なしということあります。

賛成討論は、岡本義次議員が一人のみで、反対討論の意見が出ていますが、現在を見つめてみなければならないということについては、本会議で説明するということであり、挙手多数によって、原案のとおり本件についても、賛成をしております。

次に、朝霧園特別会計であります。議案第42号、平成25年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について議題として、歳入について、質疑に入りました。

質疑なしで、続いて歳出について、質問に入りましたが、質疑なしということあります。

そこで、質疑を終結して、討論を行いましたが、反対討論もなく、挙手全員によって原案どおり可決いたしております。

次に、簡易水道事業特別会計であります。議案第43号、平成25年度佐用町簡易水道

事業特別会計予算案の提出についてを議題として、歳入についての質疑に入りました。

滞納者の繰り越しのパーセンテージと最高額、件数についての質問に対し、今までの滞納分を 25 年度について、納付していただくように努力したいという努力数値の目標であるということであります。

歳出については、討論なしで、原案のとおり挙手多数で、可決をしております。

続いて、特定環境保全公共下水道事業特別会計であります。続いて、議案第 44 号、平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出についてを議題としておりますが、歳入についての質疑に入りました。

一般会計繰入金一本でなく、災害関連事業として 500 万という形で分けてありますが、その理由は。財政健全化比率の将来負担比率とか、実質公債費率が繰出金と、その会計が持っている公債費によって按分、公債費に使った繰出金等認められるという制度があり、区分計上すれば、この分については、全く公債費には算入されませんので、町としては、そういう健全化比率が良くなるということであります。そういうことを考えて区分して計上をしておりますということでありました。

続いて、滞納繰越の分について説明をということで、理由は、簡水と同じで、25 年度にしても滞納が出てきますので、できるだけ徴収を上げていきたいと思っておりますということでありました。

次、佐用町が事業をやるのであれば、そこに移設する場合は、その底地が買収できてるかどうかを確認して事業をするのが筋であり、基本でありますということであります。

今回の場合、河川復興室の事業と町のほうで打ち合わせをして、道路占用とか、河川占用がありますので、昨年 7 月頃から、打ち合わせをしてきました。その 3 月いっぱい、この橋梁の部分を工事するので、仮設で上流のほうへ退けて欲しいという話があったということであります。

次に一般管理費のうち、公課費、消費税について、消費税額が大きく伸びている。その増額の理由は何か。今回の事業の関係を計算して出てきた数字でありますということであります。

歳出の質疑はこれで終わり、討論に入りましたが、反対討論、賛成討論もなく、採決は挙手によって行い、全員で原案を可決しております。

次に、生活排水処理事業特別会計であります。滞納繰越分の内訳説明をということでありますが、滞納額は 110 万円程度で、最高額が 40 万円。理由は、先ほど述べましたものと同じでありますということで、歳入についての質疑は終わって、歳出についての質疑に入りました。

質疑なしということで、質疑が終結し、討論に入り、反対討論、賛成討論なく採決を行い、全員挙手により、原案どおり可決いたしました。

次に、西はりま天文台公園特別会計であります。議案第 46 号、平成 25 年度の佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出についてを議題として、歳入について、質疑に入りました。

歳入についての質疑はなく、歳出の質疑に入りましたが、ありませんでしたので、歳出についての質疑は終結して、討論を行い原案に対する反対討論、賛成討論もありませんでしたので、原案のとおり、挙手全員で可決しております。

次に、笹ヶ丘特別会計であります。議案第 47 号、平成 25 年度佐用町笹ヶ丘特別会計予算案の提出についてを議題とし、歳入歳出ともに質疑もなく、反対討論、賛成討論もなく採決を行いました。挙手全員で原案のとおり可決であります。

次に、歯科保健特別会計であります。雑入の中で、町ぐるみ健診の受託料がありますが、合併当時、町ぐるみ健診の終わった後に、歯科検診結果を葉書で送られてきたことが

あり、再度、葉書で結果を示していただきたいということですが、現在の町ぐるみ健診で歯科の関係は、既に、結果表を提示し、衛生士がついておりますので説明をし、結果記録表をお渡しし、かかりつけ医の方に結果表を見せて、今後は、このように治療してくださいと言っておるということでもあります。

また、在宅診療を、再度初心に戻って頑張ってみることはできないのかということですが、在宅の方の訪問指導、関係施設、学校関係、歯科衛生士が診療日の2日間、診療がありますので、できていませんが、それ以外につきましては、計画を立てながら、施設、学校関係等を回っております。外来診療につきましては、2日間の限られた日数でやっておるということでもあります。

以上、質疑を省略し、歳出についての質疑に入りましたが、質疑なし。

討論に入りましたが、反対討論、賛成討論がなく、採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決しております。

次に、宅地造成事業特別会計であります。宅地売払代金は、広山の分として計上されているか。区画については、3団地5区画。明細は、さよひめ団地1区画、広山に2区画、長尾団地に2区画があります。

ほか、1件質疑にありましたが、歳入についての質疑を終結して、歳出についての質疑を求めたが、質疑なしで終結しております。

討論に入り、原案のとおり挙手全員で可決しております。

次に、農業共済事業特別会計であります。未収金の畜産共済、24年度から25年度にかけて挙がっているが、これらのことについて説明を求めるといことで、家畜の部分は、分割納付をしていただいておりますが、年度またぎになると歳入が、令書出す関係とか、その部分と、もう一つ、掛け金が上がったということが原因で、その分だけが、額的に増えているということでもあります。

引受戸数が、水稻の場合、前年度と比べると92戸減っております。全体的に、麦の場合は同じですが、家畜も3戸減っているが、共済をかけずに引き受け面積というか、その水稻を作っているところはあるかどうか知りたいということですが、最終確認はしていません。もう1点、保険の中で、逆に入っていただけの方が出てくる可能性もあるということでもあります。

質疑を、これで終結し、原案に反対、賛成討論の方なしということで、挙手全員によって、原案のとおり可決しております。

次に、最後ですが、石井財産区特別会計であります。

質疑はありませんということで、歳出についての質疑に入ります。

財産区の会計、今まで動いていなかった災害復旧と作業道が入っていますが、いつの災害の分なんですかという問いでありました。

財産区というのは、町が管理していない限り法人格ということで、それなりに人格を持ったものがどこかにある。当然、財産もあり、それに付随して会計もあるというものだと思うということでもあります。

歳出についての質疑を、これで終結しました。

反対討論、賛成討論ともなしで、原案のとおり全員賛成で可決しております。

最後に、水道事業会計であります。資本的支出、建設仮勘定の分が載っております。笹ヶ丘の所は、高い所にあった家が、引っ越ししたりで、今の道路が河川に拡張され、上の所を西へ道路を移設ということも聞いております。建設仮勘定の、この工事の分が、単年度、25年度ぐらいでできるのかと。工事の進捗はどうかということですが、河川改修に伴う水道の送水管の移設だと思います。

それから、消火栓の設置が4基計上されているが、国道の埋め込みの立ち上がり式は、

これに含まれていないのかということですが、消火栓については、久崎地区で、まだ1箇所予定しているところがあります。交差点のところで、その事業と一緒にやらなければならないということ。24年度では、1箇所みっておりますということでもあります。

質疑を、これで終結して討論を行い、反対、賛成討論もなく、原案のとおり可決をいたしました。

以上で、特別委員会に付託された予算審議は、全て終了しました。

以上で、長くなりましたが、特別会計委員会の報告を終わらせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 大下委員長。委員長。委員長、委員長、ちょっと、すいません。水道会計ね、全員賛成で。

予算特別委員長（大下吉三郎君） すいません。失礼します。

簡易水道事業特別会計の採決についての挙手多数により可決と報告しましたが、挙手全員により可決しておりますということで、ここに訂正をして、お詫び申し上げます。以上であります。

議長（西岡 正君） 委員長の報告は終わりましたが、ここでしばらく休憩したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
議場の時計で10分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

先ほどの大下委員長のほうから、先ほどの報告に対して訂正をしたいという申し出がありますので、受けておりますので、委員長お願いします。

予算特別委員長（大下吉三郎君） 失礼します。

先ほど、国民健康保険特別会計の中で、滞納金額の金額を、私が、6億という格好で報告いたしました。正しくは、6,600万円でありましたので、6,600万円でありましたので、ここで訂正をしてお詫びいたします。よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第38号から、順次、討論及び採決を続けて参りますので、よろしくお願ひいたします。

まず議案第38号、一般会計予算案について、討論を行います。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

本予算案は、福島第一原発事故後、原発撤退のための再生可能エネルギーの本格的な普及が求められている中、上月地区町有地での間伐材を活用した太陽光発電施設整備や 09 年 8 月 9 日の豪雨災害記録誌の作成、昨年に引き続き、住宅用太陽光発電設置への補助制度の継続など町民要求に応える内容が盛り込まれ、一定評価できる点も含まれております。しかしながら、予算案全体には、大きな問題点があります。以下、その問題点を述べます。

第 1 は、デフレ不況の中、町内業者を応援する地域循環型の経済対策を求める声に応えていない点であります。5 年間で、約 500 億円を投じる県の災害復旧工事は、石堂県議も指摘されているように、地元にお金が落ちない問題があるとともに、町事業においても、町内零細業者の仕事確保は、非常に困難なものとなっています。このような状況下で、私たち、共産党議員団は、町長に一貫して、地域経済への波及効果が抜群で、全国各地で取り組まれている住宅リフォーム制度の導入を求めてきたわけですが、町長は、経済効果は認めながらも、その導入は拒否しています。また、賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な、公契約条例の制定についても消極的姿勢です。

第 2 に、町民の暮らしを応援する手立てであります。外出支援サービスは、利用者負担金を軽減し、さよさよサービスの毎日運行をしないことを前提とした社協への移譲はやめ、町は、さよさよサービスの運営に責任を持つべきです。一方、福祉タクシーについては、利用回数、制限緩和など、利用者の利便性の向上と同時に、タクシー業者の営業を守るべきです。また、特定健診の受診率を引き上げる手立てを講じると共に、従来の町ぐるみ健診を充実させた健康づくりへの支援も必要です。そして、文化、スポーツの発展を支援するためにも、町民の公共施設利用料は免除すべきであります。町税の前納報奨金は、段階的に縮小していますが、この復活や、ごみ袋料金の引き下げ、町営住宅家賃の減免制度も求められています。次に、庁舎改築にあたっては、利便性向上のため、庁舎内に案内窓口を設置することなど、広く、町民の声を聞くべきです。また、支所や出張所は、地域で課題解決ができる体制も必要です。住民票などの取り扱い業務は、利用者に配慮して、時間延長を行うとともに、土日、祝日に対応できる体制とするべきです。

第 3 は、子育て支援強化についてです。今回の学校統合では、子育て支援の不十分さを指摘する声が、多数寄せられています。共産党町議団が指摘しているように、相生市に学んだ、子育て支援施策を実施すべきで、保育料の軽減や出生祝い金の充実、学校給食の地元産食材の使用とともに、無料化。また、子どもの医療費無料化の年齢の引き上げや、教材費などへの学費の助成も必要です。

第 4 は、産業振興の推進です。農業では、農業特産品の育成を強め、J A、県農業改良普及センターとも連携した放棄田対策など、実行性のある農業振興への取り組みが必要です。林業では、除伐、間伐など、国、県の助成にとどまらない、森林整備の支援と、メガソーラー架台の町産材の使用拡大など、木材を活用する促進の実践的研究を進めることと、林業労働者の確保と、技術の継承が求められています。商工業では、商工振興の総合窓口業務は、商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、地元商工業者の声を、町の責任で、直接把握すべきです。また、中小企業振興条例を制定し、抜本的な商工業者への支援が求められます。その他、産業振興の一環としては、再生可能エネルギーの政策担当係を設け、技術制度の研究に取り組むべきです。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、子育て支援、農林商工業の振興に不十分な予算であることを指摘して、反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成の方、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 7番、公明党の井上洋文です。

私は、平成 25 年度佐用町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

自公連立政権の経済政策への期待が、先行きの不透明さを払拭し、円安から株価上昇へと変わり、国内においては、少し、明るい兆しが見え始めました。

しかし、本町においては、厳しい財政状況にありながら、昨年に引き続き、130 億円を超える予算となっております。

期待とする主な物を列挙してみますと、庁舎増築により分散しておった部署の統合による住民へのサービスの向上や、一段と開かれた議場の整備、太陽光発電の設置によるエネルギー学習、メガソーラーによる再生可能エネルギー推進とともに、自主財源の確保、各々、地域の特性を活かした、まちづくりの推進のための地域包括交付金の創設。昨年に引き続き、安心・安全のための防災行政無線のデジタル化、災害時にいち早く連絡が取れるように、また、若者の定着に欠かせない携帯電話の不感地域への取り組み、高齢化社会に向けての介護予防拠点の整備、本町に大災害をもたらせた、9号台風を風化させることなく、後世に残していくための記録誌の作成。例年に引き続き、有害鳥獣に対する取り組み。防災、減災に対する取り組みとして、町営住宅長寿命化計画の策定。また、老朽化の進む社会資本に対する橋梁長寿命化修繕事業の取り組み。農林業に対するため池。路網の整備。未来ある子どものための学校の整備等、本予算は、町民全ての満足する予算ではないとしても、現在の地方財政下にあっては、最善を尽くし、将来に向けて、希望を与える事業が、随所に見受けられます。

よって、賛成討論といたします。以上。

議長（西岡 正君） はい、ほかに、ございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、多数であります。よって議案第 38 号、平成 25 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 39 号、国民健康保険特別会計予算案についての討論を行います。

ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 笹田です。私は、平成 25 年度国民健康保険特別会計予算案に反対

をいたします。

昨年度、本会計は、国保税の世帯当たり、平均 13 万 4,550 円を 14 万 8,426 円に、1 万 3,876 円、10.3 パーセントも引き上げを行いました。国保会計に対する国の財政措置が大きく削減されてきたことが、大きな要因ではありますが、国保は、社会保障制度であり、一般会計の繰り入れで引き上げを抑えるべきでありました。この引き上げにより、国保税を払いたくても払えない被保険者の滞納が増えていくという悪循環を生んでいます。当局は、国保税の引き下げを真剣に検討されることを求めますとともに、滞納者の保険証の取り上げは、命にかかわる問題であり、きっぱり止めることを求めます。

今年は、特定健診の実施計画の第 2 期に、2 期目に入りますが、受診率は、目標を、国は、平成 28 年に 60 パーセント、保健指導は 45 パーセントとしています。健診は、病気の予防、早期発見、早期治療、重症化予防となり、国保会計からの支出削減にもつながります。

また、合併後、保健師は減る一方となっており増員を強く求めます。

以上、問題点を指摘して、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、賛成の討論の方は、ございますか。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。

4 番（敏森正勝君） それでは、賛成討論をいたします。

近年の社会情勢の中で、高齢化率も高く、後期高齢者との区分わけがあり、国保の被保険者数、世帯数というのは、年々減少しており、新たな被保険者増は、現在のところ見込めないようであります。特に、賦課の基になる資産を持っている人が少なく、人数が増えなくても軽減という形となるためであり、また、今年目標受診率は 35 パーセントであり、25 年度は、目標率に届くよう見込まれておりますし、この予算につきましては、流動的な見込み予算であることは、いうまでもありません。

そして、一般会計からの繰出金、1 億 8,550 万 6,000 円によって賄われており、否決すれば、この特別会計は、成り立たない状態であり、一般会計の組み直しはもとより、国保受診者の増大な負担を虐げることになる。

よって 24 年度受診実績に基づき、25 年度予算案を作成されており、賛成討論といたしたいと思います

以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかにもございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 39 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 40 号、後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います、ご
ざいますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 平成 25 年度後期高齢者医療会計予算に反対をいたします。

理由は、昨年、被保険者の保険料を平均にして、年間 7 万 717 円から 7 万 5,027 円に 4,310 円、6.1 パーセントも引き上げております。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者だけを対象にしたもので、保険料は 2 年ごとに見直され、高齢者の医療費の増大で保険料に跳ね返ることや、後期高齢者人口の増大で保険料の負担比率が高くなる仕組みです。また、受けられる医療も内容が差別され、検査や投薬、手術などの制限や入院日数の短縮と、早期退院を促進されるなどの事態も促進されています。

全ての人に、必要な医療を保険で給付するという国民皆保険を、根底から取り崩し、更なる医療難民を生み出す差別医療であり問題です。

昨年は、また、介護保険料も引き上げられました。高齢者の生活は、ますます苦しくなっています。負担の軽減が求められます。保険料を滞納すると保険証の取り上げも可能で、佐用町では、短期証の発行が行われています。保険料は、年金から天引きが原則ですが、普通徴収の対象者は、無年金や低年金の方々であり、医療機関への受診が遅れるということになる可能性もあります。

滞納者から保険証を取り上げないようにするとともに、滞納者に対しては、配慮を行い、生活活動、相談活動など、生活全般に支援するように求めるものです。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会には、佐用町からは、町長が議員として出席していますが、高齢者の負担軽減の立場に立っていないという態度は問題であることを指摘します。

以上、高齢者が安心できる医療制度の確立を求めて、同会計予算の反対討論とします。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成の方、ございますか。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） 議案第 40 号、特別会計、平成 24 年度後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

本年度、後期高齢者医療制度特別会計予算を、佐用町として、2 億 8,805 万 9,000 円を計上されております。この予算、2 億 8,805 万 9,000 円は、75 歳以上の方の医療を守るといった点において、必要不可欠な予算となっております。

健康診査費 191 万 1,000 円に、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 7,454 万 9,000 円等は、この会計を安定的に継続するために必要な支出であり、また、歳入においても、後期高齢者医療保険料 1 億 8,034 万 6,000 円に、県広域連合支出金 130 万円。繰入金 1 億 189 万 8,000 円と適切妥当な予算計上がなされており、何ら問題は見受けられません。

また、この会計、後期高齢者は、当初より名称に批判が集まり、長寿医療制度といった

呼称を使おうといったこともありました。民主党は、2009年の衆議院選挙で、制度廃止をマニフェストに掲げたが、長妻厚生労働大臣は、廃止の前提となる老人保健制度の復活は、全国の自治体や医療関係者の反対が強いため、現実的でないと断念。

また、2010年第22回参議院通常選挙で2013年制度廃止をマニフェストに掲げたが、2012年、民主、自民、公明は廃止問題を事実上廃止しました。

そのことから見ても、この制度は、佐用町にとって、必要不可欠な制度であり、高齢者のためにも、維持継続をして行かなければならない制度であります。

また、共産党は、制度開始時、後期高齢者を別の保険に切り離すということで、必要な医療を受けられなくなるのでは。また、年齢により差別が起こるのではと指摘されましたが、何ら、問題も起こることなく、健全に、この会計は運営されております。

よって、この特別会計において、賛成の立場で討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第40号、平成25年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第41号、介護保険特別会計予算案についての討論を行います。ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 平成25年度介護保険特別会計予算案の反対討論をいたします。

本予算案の最大の問題は、昨年度、保険料の42パーセントもの引き上げが行われたため、兵庫県平均の月額基準の4,998円をも超えてしまったということであり、年金が引き下げられる中、高齢者の負担は深刻であります。

昨年度当初予算で、私が指摘させていただいた、第4期の財政安定化基金借入金6,000万円の7割に当たる4,227万円を公債費として、24年度一カ年での返済問題は、24年度の補正予算で修正されました。保険料算出に問題があったことが証明されたわけであり、

高齢者の立場に立って、厳格に試算されれば、兵庫県の平均を下回る保険料は可能であり、当局の反省を求めて反対討論をいたします。

議長（西岡 正君） 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 3 番議席、岡本です。

議案第 41 号、平成 25 年度佐用町介護保険特別会計について賛成討論といたします。

日本の国、全体におきまして少子高齢化、人口減少がドンドンと起きております。佐用町も例外ではありません。

国におきましても、福祉の金が 1 兆円ずつ増えておるとや聞いておりますし、佐用町におきましても 1 億円で、町長が、いつも言われるように、1 億円増えているとのことでございます。

今ではですね、3 人の騎馬戦方式で 1 人の方を支えておりますが、数年におきましては、肩車ということで、1 人が 1 人を支えんといけないような状態でございます。

晩婚化、そして少子高齢の中です、やはり、そういう、支える人がいなくなってきたのが事実でございます。

ですから、一般、病院にかかっていない方も、いわゆる国からも、県からも、町の一般会計からも、予算を、支援、応援をしておるわけでございます。ですから、その病院にかかれる方は、受益者負担と言いましょうか、やはり、その人達が、普段、日々、健康体操、ウォーキング、そして、また、そういう食事療法等努め、病院に掛からないように、努力するとともにですね、やはり、していかなければならないと思っております。

ですから、どうしても最小限、掛かる経費につきましては、町としても、上げざるを得ないわけでございますので、私は、何も、やはり、こういうことについては、賛成討論として、ここに表明といたします。以上。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 41 号、平成 25 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 42 号、朝霧園特別会計予算案について、討論を行います。討論ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 42 号、平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 43 号、簡易水道事業特別会計予算案についての討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 43 号、平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 44 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行いません、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 44 号、平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 45 号、生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 45 号、平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 46 号、西はりま天文台公園特別会計予算案についての討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 46 号、平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 47 号、笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行いますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 47 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 47 号、平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

議案第 48 号、歯科保健特別会計予算案について討論を行いますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 48 号、平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 49 号、宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行いますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 49 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 49 号、平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

議案第 50 号、農業共済事業特別会計予算案の提出についての討論を行いますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 50 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 51 号、石井財産区特別会計予算案の提出について、討論を行いますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 51 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 51 号、平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 52 号、水道事業会計予算案について、討論はございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 52 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 52 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 53 号 町有財産の無償譲渡について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 26 に入ります。日程第 26 及び日程第 27 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
まず議案第 53 号、財産の無償譲渡についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 53 号、町有財産の無償譲渡についてのご説明を申し上げます。

河川災害復旧工事の施行に伴い、移転対象となった家内地区の個人墓地所有者 12 名は、家内墓地移転対策委員会代表、福本雅好氏を設立し、その移転先として、エムシーファーティコム株式会社播州工場跡地の一部を無償提供していただくよう協議をされておりました。

この土地につきましては、この度、エムシーファーティコム株式会社から、3 月 18 日付で、佐用町へ寄付があり、同社と家内墓地移転対策委員会との協議結果を引き継ぎ、5 筆 561.81 平方メートルについて、家内墓地移転対策委員会へ無償譲渡しようとするものでございます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第 53 号につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行います。ございますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 例えば、提案説明にありました、その 3 月 18 日のエムシーファーティコムからの寄付でありますけども、ここは、工場跡地として、3 万 2,000 平米ほどあったわけでありまして、3 月 18 日の寄付された面積ですね、それと、それは、県買

収価格、買収された残り分、全部なのかどうなのか。その2点について確認したいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。建設課長ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 総務課長ですか。はい、総務課長、答弁願います。

総務課長（鎌井千秋君） 全体の面積は、1万1,380.29平方メートルです。

で、今回、墓地としまして、561.81平方メートルでございまして、残り、1万818.48平方メートルとなっております。

議長（西岡 正君） はい。

16番（鍋島裕文君） もう一つ。

議長（西岡 正君） もう1個やね。

〔鍋島君「これ全部か言うたんや」と呼ぶ〕

〔町長「全部です」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） 全部でございます。無償については、全部でございます。

議長（西岡 正君） ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上議員。

7番（井上洋文君） よろしいか。

議長（西岡 正君） はい。

7番（井上洋文君） これ、初歩的なことを、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ、エムシーファートイコムから町へ譲渡されて、そして、また、この福本さんのほうへ譲渡ということなんですけども、これ、所有権移転と同時に、この地目変更なんか、どういようになるわけですか。

このファートイコムからですね、こういう雑種地とか、宅地とか、あるわけですけども、そのようにして、譲渡されて、そのまま登記をされて、それをまた、この状態で、移転登記をすると。登記料なんかは、どこが持つわけなんですかね。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） これにつきましてははですね、当然、その筆部分ですね、ここに上程
させていただいておる土地、5筆部分が、そのままの状態に移転されます。

で、その後ですね、これ、墓地ということになりますので、墓地委員会のほうから、町
のほうに届出がありまして、今度は、墓地という形の登記がされるという運びになります。

これは、地元のほうで、墓地委員会のほうで、全てされます。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 費用、その登記料なんかも、その墓地委員会のほうで、持たれると
いうことですね。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 登記につきましては、町のほうで行います。移転登記は。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 先だって、家内集落のほうに、ちょっと話をしておりましたら、こ
んなことを聞いたわけでございますけれど、そのエムシーファーティコムの中でですね、
身内の方が、2筆ありまして、まあ二人の方ね、そして、貸付をされておったとや聞いて
おります。

ですから、その2筆の貸付をされておったところについては、その無償譲渡の中のうちが、
町がいただいた分の中にも、それらは、もう入ってないということでもいいんですね。そ
らへんについて。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これは、以前にもですね、説明をさせていただきました。

そういう、これまで、賃貸で、借地で使用されていたと。墓地の部分は、全く使われて
なかった。中にあったんですね。それについては、今後ですね、無償譲渡受けた土地をで
すね、河川改修に伴って、その埋め立てをですね、高さ、今、低い土地になってますから、
その埋め立てを行いたいと思います。

そういう中で、一体的に施行しないとですね、その中に、ちょうど、穴が開いたように

なってしまいます。

ただ、墓地については、その墓地の所有者のほうで、非常に複雑でありましたので、それを、きちっと調査をしてですね、交渉をするということであり、もう一つ、農地にのってね、農地の部分で、一部あります。それについては、所有者と協議をして、必要であれば、町が買収をして、一体的なものにすることが、一番、今後の利用にとっては、一番いいのではないかという方向は持ってます。

ああ、墓地は、買収をしますけども、農地の部分については、一緒にですね、地上げをして、その場合によっては、一体的に使うということになれば、町が、また、買収をさせていただかなければならないという形になりますし、個人、その所有者のほうで、また、そのまま使われるということも、あり得るかもしれません。そのことについては、まだ、協議はいたしておりません。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） その方たちの土地がですね、図面がないんで、分からないわけですが、どう言うんですか、端のほうにあったり、どう言うんですか、うちが今、エムシーからいただいた中の、いわゆる、どこらへんにあるんかということも含めてね、これ、今、言葉だけだったら分からないわけですが、将来必要とあれば、買っていくという、町長の答弁でございませうけれど、そこらへんについては、どう言うんですか、図面が、ここにないだけに、どこらへんにあるんかいうんも、ちょっと分かりませんので、そこらへんについては、大丈夫なんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、墓地の部分についてはですね、ちょっと中になりますから、あれですけども、入口がなくなってしまう。元々、そういう土地なんですけども。農地についてはですね、今度、河川改修で、新しい河川側に、管理道ができます。その管理道に面した土地になります。そういう中で、面積的には、そんなに大きなものではないんでね、今後の、その土地の活用という中で、これからの協議の対象ではないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。ないようですので、質疑を終結します。これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第53号を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 53 号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 27 に入ります。
諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

現在人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町西徳久 853 番地、春名美彦氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となるため、引き続き、人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり中立・公正な人となっており、春名氏は、昭和 39 年 4 月から平成 13 年 3 月まで、郡内の各小学校に教員として勤務されており、長きにわたる教員生活を生かした人権相談をしていたことから、この度、法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

ご同意いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
諮問第 1 号につきましては、本日即決といたします。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 52 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を続行します。
お諮りします。諮問第 1 号については、お手元に配付いたしました意見書のとおり、適任と答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしました意見書のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） ここで、先ほど、山本議員のほうから、訂正の申し出がありますので、受けたいと思いますが、よろしくお願います。

10 番（山本幹雄君） 先ほど、賛成討論の中で、特別会計後期高齢者医療制度の賛成討論で、平成 24 年度と言いましたが、平成 25 年度でありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしくお願いします。

ここで、暫時、休憩したいと思います。

当局の皆様方にお知らせしますが、次の日程は、議会内の案件ですので、議長が参集をかけるまで、退席いただきますよう、お願いいたします。

〔当局 退席〕

午前 1 1 時 5 3 分 休憩

午後 0 0 時 5 8 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 28. 選挙第 1 号 西はりま消防組合議会議員の選挙について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 28 に入ります。

日程第 28 は、西はりま消防組合の組合議員の選挙であります。

西はりま消防組合については、2 月 8 日に知事の設置許可がありましたので、西はりま消防組合、組合同約第 5 条及び第 6 条の規定により、組合議員の選挙を行います。

西はりま消防組合、組合同約第 5 条の規定により、構成市町の組合議員の定数は 2 名となっています。

佐用町議会の申し合わせにより、定数のうち 1 名は議長を充てるということになっておりますので 1 名の組合議員を選出することになります。

それでは、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員は 17 名であります。

会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。

お諮りします。1 番、石堂 基君。2 番、新田俊一君。以上、両君に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお事前に、立候補の周知をしておきませんので、私、議長を除く議員の 16 名が被選挙人となることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（西岡 正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（西岡 正君） 配付漏れはないと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、異常なしと認めます。
これより投票を行います。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。はい、事務局長。

議会事務局長（船曳 覚君） それでは、事務局のほうからお名前と議席番号を読み上げます。
1 番、石堂議員。

〔1 番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 2 番、新田議員。

〔2 番 新田俊一君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 3 番、岡本義次議員。

〔3 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 4 番、敏森議員。

〔4 番 敏森正勝君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 5 番、金谷議員。

〔5 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 7 番、井上議員。

〔7 番 井上洋文君 投票〕

- 議会事務局長（船曳 覚君） 8 番、笹田議員。
〔8 番 笹田鈴香君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 9 番、高木議員。
〔9 番 高木照雄君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 10 番、山本議員。
〔10 番 山本幹雄君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 11 番、大下議員。
〔11 番 大下吉三郎君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 12 番、岡本安夫議員。
〔12 番 岡本安夫君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 13 番、矢内議員。
〔13 番 矢内作夫君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 14 番、石黒議員。
〔14 番 石黒永剛君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 15 番、山田議員。
〔15 番 山田弘治君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 16 番、鍋島議員。
〔16 番 鍋島裕文君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 17 番、平岡議員。
〔17 番 平岡きぬゑ君 投票〕
- 議会事務局長（船曳 覚君） 18 番、西岡議長。
〔18 番 西岡 正君 投票〕

議長（西岡 正君） 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。
これより開票を行います。
開票立会人、よろしくお願ひします。

〔開 票〕

議長（西岡 正君） 選挙の結果を報告します。
投票総数 17。有効投票数 17。無効ゼロ。
有効投票中、山田弘治君が 13 票。金谷英志君、4 票。以上のおおりであります。
この選挙の法定得票数は 5 票であります。よって、山田弘治君が、当選されました。
本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、山田弘治君の当選を告知いたします。
よって、山田弘治君、私、西岡が、西はりま消防組合議会議員に選出されました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（西岡 正君） ここで暫時休憩したいと思います。

午後 0 1 時 0 9 分 休憩

午後 0 1 時 1 7 分 再開

〔当局 着席〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 29. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 29、閉会中の所管事務調査についてであります。
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出と決定
することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたし
ましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 54 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

朝も申しあげましたけれども、4日から25日まで22日間を取りまして、定例会を開催されました。

特に、卒業式等々ですね、行事の多い中、大変、ご苦労さんでございました。

また、町当局におかれましては、予算の、これから4月から執行していくわけでありますが、順次、執行していただきますようお願いを申し上げます。

これをもちまして、54回の佐用町議会定例会を閉会いたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、閉会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

まずは、今議会に提案をさせていただきました25年度の一般会計並びに各特別会計、また、多くの条例、それぞれ長時間にわたって、ご審議をいただき、いろいろなご指摘やご意見もいただきましたけれども、全て、原案どおりご承認をいただきまして、ありがとうございました。

いただきました審議の中でのご指摘、また、ご意見につきまして、当然、今、議長お話のように、4月から、また、新たな気持ちで執行に当たってまいりたいと思います。

その執行の中で、改めて、それぞれ、また、十分な検討を行いながら、適切な執行に努めてまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくをお願いを申し上げます。

今週、この週で、もう24年度も、後1週間で終わります。この24年度も、いろんなことが、当然、ありましたし、なかなか、十分なことは、できませんでしたが、皆様方のご支援をいただきながら、おかげさまでですね、こうして24年度が終わることができ、改めて、皆様のご協力、また、ご支援に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

25年度の予算の中でも、いろいろとご指摘もいただきましたけれども、やはり、非常に、まだ、佐用町といたしまして、災害からの復旧工事も、25年、まだ26年度まで掛けて行ってまいります。これは、当然、継続して、きちっとやり遂げていきたいというふうに考えておりますけれども、やはり、その後のですね、町の将来を見据えた、各いろいろな課題につきましては、全庁、各課職員挙げてですね、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

特に、農業、または、林業の問題。国におきましても、TPPの参加という方向性の中でですね、新たな農業政策、支援策も打つ出されてくるのではないかなというふうに考えております。

そういう中で、エネルギーの問題、そして新しい農業の問題、ご指摘いただいたように、町としても、できる限り、いろんな面で、検討を加えながら、戦略を立ててですね、取り組んで、新たな将来を開いていきたいと、そういう年、25年度にしていきたいなという決意をしておりますので、一層のですね、議員の皆様方のご理解と、また、ご支援、議員の皆様方も、いろいろと、それぞれ、いろいろと考えていただいて、ご精励いただき、ご活躍をいただきますように、よろしくをお願いを申し上げます。

これから、春本番を迎えますけれども、まだまだ、天候が非常に不順です。寒暖の差が、非常に大きい中でですね、健康に、十分、ご留意いただきまして、25年度、新たな年、年度をですね、元気にお迎えをいただき、更に、ご活躍をいただきますことを、ご祈念申し上げます、お礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君）

はい、どうも、ありがとうございました。お疲れ様でした。

午後01時23分 閉会
